

IV 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

1 時間外労働の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は42.9%となっている。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学始期まで」が92.4%と最も多くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は41.2%となっている（表55、56）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所について規定の有無をみると、育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は52.0%（平成17年度39.7%）、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は47.9%（同37.7%）となっている。

表55 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無及び利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	利用可能期間					規定なし	不明	
			小学校就学始期まで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	不明			
平成20年度	100.0	42.9	(100.0)	(92.4)	(3.0)	(1.4)	(1.1)	(2.2)	56.5	0.6

表56 家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
平成20年度	100.0	41.2	57.8	1.0

2 深夜業の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は43.3%、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は42.7%となっている（表57、58）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所について規定の有無をみると、育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は61.5%（平成17年度50.1%）、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は60.9%（同49.0%）となっている。

表57 育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
平成20年度	100.0	43.3	55.9	0.7

表58 家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	規定なし	不明
平成20年度	100.0	42.7	56.6	0.7